



県評しずおか

静岡県労働組合評議会

〒420-0851

静岡市葵区黒金町55番地

交通ビル3階

TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

Eメール kenpyo@mail.wbs.ne.jp

憲法違反の「国葬」はただちに中止を

静岡県評は、岸田政権による「安倍元首相の国葬」強行に、8月18日「安倍晋三元首相の国葬決定に抗議し、実施の撤回を求める声明」を発表しました。

声明では「国葬を定めた法が存在しないにもかかわらず、国が個人の葬儀を執り行い、費用を国費から出すもので、法的根拠がない。国葬を国会で議論もせずに内閣が独自に実施を決定することは断じて許せない」、あわせて「国葬にあたり国民が弔意を強制される恐れがあり、憲法第19条の国民の思想・良心の自由を侵害する恐れのあることから、国民や多くの団

体から反対の声があがっている」として、国葬決定に抗議し、実施の撤回を求めています。また静岡県労連では、8月29日に「安倍元首相への黙とうなど労働者への「弔慰」強制を行わないよう求める緊急申し入れ」を静岡市に対し実施しました。全教静岡や通信労組も県教育委員会やN・T・Tのグループ会社に対し同様の申し入れを実施しました。



「地域労連の歴史を大事に頑張っていきます」と開会のあいさつをする堀内議長=21日

上映後、嶋田博元議長から、地区労連の歴史や労働会館建設当時の苦労など思い出話がされました。また、前進座の役者、浜名実貴さん（浜松出身）から、10月23日（日）菊川のアエルで上演する「二万石の恋」（脚本・山田洋次）のお話がありました。

高年齢者短時間勤務や定年前再任用制度を設けるなどと言いますが、実質現場では使えない制度です。65歳

西部地区労連 結成30周年を祝う

8月21日（日）浜松労働会館で「西部地区労連30周年のつどい」が開催され、諸先輩たちが築き上げた地域労連、労働会館を守っていくこうと決意を新たにしました。静岡県評の菊池仁議長がお祝いのあいさつをしました。

この9月議会に、職員の定年引上げ（段階的に定年を65歳にする）条例案が提案されようとしています。

定年引き上げ 65歳まで賃金7割に

静岡県や政令指定都市の静岡・浜松の公務員職場では、この9月議会に、職員の定年引上げ（段階的に定年を65歳にする）条例案が提案されようとしています。

県教委の59歳教員の調査では、2割から3割の方が、定年延長した後、仕事を続ける気はないと答えています。



民間に合わせた7割と言いますが（人事院）、実際には民間でも定年延長の制度を確立しているところは少ないのが実態です。民間準拠と言いつつ、実は公務を先に進めて、公務は7割で妥協しているのだから、民間も合わせる、ということになりかねません。

最低賃金 10月5日より 時間額944円に

全国の最低賃金(時給)

北海道 920	青森 853
秋田 853	岩手 854
山形 854	宮城 883
石川 891	新潟 890
福井 888	富山 908
山梨 898	長野 908
岐阜 910	静岡 944
愛知 927	滋賀 927
京都 968	大阪 1023
奈良 896	和歌山 889
三重 933	徳島 855
高知 853	香川 878
愛媛 853	福岡 900
佐賀 853	長崎 853
熊本 853	鹿児島 853
沖縄 853	

全国平均 961円

静岡県最低賃金

8月25日、静岡労働局（局長 石丸哲治氏）は静岡県の最低賃金を31円引き上げ時給額944円に改定することを決定しました。効力発生日は10月5日となります。

私たちが異議申立書を提出しましたが、見直されることはありませんでした。全国のすべてで最低賃金の答申が出ましたが、47都道府県のうち、22道県で中



玉城知事の再選を 目指し激布を送る

9月11日投票の沖縄県知事選が関わっています。自民党が擁立する佐喜真淳氏が知事となれば、自公政権にいいなりの県政になり、辺野古新基地建設はすすみます。

「派遣切り」に立ち向かう父と家族と仲間たちの希望の物語

とき 11月5日（土）開場 上映30分前
上映 ①10:30 ②14:00 ③18:30
会場 静岡県男女共同参画センターあざれあ
入場料 前売 大人1,200円・当日券1,400円
学生800円(大学生・専門学校生含む)
主催：映画「時の行路」静岡実行委員会



映画「時の行路」

ゆきとどいた教育の実現を求めて

教育全国署名静岡県スタート集会



会場からも活発な質問が出された=10日、教育会館

9月10日、子どもと教育を考える静岡県民会議（教育県民会議）は、静岡市の教育会館で、教育全国署名の静岡県スタート集会と学習会を開催しました。学習会は静岡大学の金子泰之さんから、「子どもの声に耳を傾け、子どもの側から考える」と題して、学校統廃合や小中一貫教育の調査・研究活動から明らかになってきていることの講演がありました。

金子さんは、学校統廃合や小中一貫教育が各地で進められているが、最大の当事者である子どもは蚊帳の外に置かれている。学習や生活への効果が理由とされるが、実はそれは統廃合や一貫化しなくてもできるのではないかと、また、地域から学校がなくなることも、小学校と中学校には児童期と青年期という発達の節目があり、小学校高学年で最上級生の経験がで

きるものが大事。小中一貫になって一定のメリットもあるが、新たな問題も起きていることなどが、当事者の子どもたちへの調査で分かっていた。教員の負担もかえって増加する傾向と云える。少子化や財政負担の軽減が本当の理由であることが見えてきています。もっと丁寧な説明が必要で、統廃合される子どもたちの気持ちも考えるべきだと語られました。

スタート集会では、深田



講演する金子氏

高教組委員長が、軍事費大幅増額の来年度概算要求を止め、署名の力で教育費増額を求めていこう。私たちの運動で少人数学級などの前進を勝ち取ってきた。とあいさつしました。

橋本教育県民会議事務局長が、昨年度の総括と今年度方針を提案しました。

参加者した、政令市の浜松市、静岡市と新婦人から、署名運動の取り組みの様子とこれからの運動について報告がありました。

新婦人では、給食費の無償化を求めているが、反対

する市町もあるが、いくつか実行するところも増えてきた。伊東市では2学期分を免除。島田市では支援を行う方針。また、議会の採択は成らないが議員の一部から賛成や共感の意思表示がされるなど、一定の前進があることが語られました。

また、この署名の請願項目には誰もが賛成してくれようになつてきました。浜松市、静岡市、静岡県と、3種類の署名用紙で議会によって切が違います。署名用紙の左側は、国に向けての請願で、二月までです。教育全国署名を県内一緒に頑張ろうとの確認がされた集会でした。

富士山めがけ 砲弾を撃ち込むな

155ミリ榴弾砲実弾訓練

8月28日から9月6日にかけて東富士演習場において在沖縄米海兵隊による「沖縄県道104号線越え155ミリ榴弾砲実弾訓練」を実施しました。

「米軍は東富士に来るな！出て行け！静岡県民の会」は、各団体と協力して監視

活動を行いました。県評からは9月1日と2日に参加しました。2日も天気も悪く富士山は見えませんでした。平和の象徴「世界文化遺産」の富士山めがけて砲弾を撃ち込むことは平和とはかけ離れています。この訓練は9月4日で終



射撃訓練の監視活動をする参加者II東富士演習場

了し、この期間に「155ミリ榴弾砲」は約724発以上発射されました。

また、自衛隊の迫撃砲が同じ着弾地にあり、戦車の砲撃の音は耳を切り裂く大きな音で心臓にも悪いなど感じました。この様子は、

※沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練は、1996年12月のSACO（沖縄特別行動委員会）最終報告で、沖縄県外への移転が日米で合意され、矢白別演習場（北海道）、王城寺原演習場（宮城県）、東富士演習場（静岡県）、北富士演習場（山梨県）、日出生台演習場（大分県）の5か所で実施されています。

外国人への抑圧と排除

外国人への抑圧と排除

8月6日、講演「入管問題の背景と外国人労働者」（指宿昭一弁護士）が行われました。

スリランカ人のウイシユマさんは日本で英語教師になることをめざしていましたが、同居していた男性からドメスティック・バイオレンスの被害を受け、警察に出頭した所、不法残留で逮捕されました。

2020年8月に名古屋入管に収容され、翌年3月に死亡しました。収容期間中に体重は21.5kg減つて



報告する指宿弁護士

いました。尿検査で「飢餓状態」を示す数値が出たにもかかわらず、緊急入院も点滴さえもさせてもらえませんでした。

その理由として「帰国同意しない者には医療を行わない」という入管の体制があります。また仮放免を許可しない理由として、帰国意思を持たせるための拷問として使っている実態があります。

このような入管の体質は

戦前に遡ります。日本は朝鮮等を植民地支配し、国内において朝鮮人等の管理・支配を行ったのは特別高等警察でした。戦後、特別高等警察の廃止により、失業した彼らの受け皿になったのが現在の入管です。入管の基本姿勢は、外国人を管理・抑圧の対象としか見ないものです。

また外国人労働者の問題として技能実習制度がありますが「技術移転による国際貢献」とは名ばかりで、実態は安価な労働力を無権利状態で使うものです。中間搾取が公然と行われている技能実習制度は廃止すべきです。

管理と排除ではなく、多文化多民族共生の受け入れ

職場の安全衛生を実現するために

静岡県安全健康センター No. 96

労働安全衛生法 制定50年

労働基準法（以下労基法）は、憲法27条に基づき労働者を保護する法律ですが、かつてその42条55条は「安全及び衛生」として労働安全を規定していません。しかし大規模な鉱山事故などで労働安全を守るには不十分となり、1972年に独立した労働安全衛生法（以下労安法）が制定されました。この法律は出自が労基法であり、憲法27条に基づいており、また罰則を持つ取り締まり法規です。

オリンピック賭博で注目を集めている電通ですが、二度にわたる青年労働者の過労自死

3月、過労自死に損害賠償を認める画期的な判決を下しました。この判決には労安法第65条の3が引用されています。「使用者は、労働者の業務に伴う疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことがないよう注意する義務がある」。

なぜならば「労安法65条の3には、事業者は労働者の健康に配慮して（略）従事する作業を適切に管理する（略）旨定められているが、それは右のような危険を防止することをも目的とするからである」。

最近の過労自死裁判で労働者が勝利した判決

にはこのフレーズが必ず引用されています。制定時、経済界は猛反対しましたが、その理由の一つは、法の遵守者が、基準法では「使用者」なのに、労安法では「事業者」となったこと。使用者とは「事業主又は事業主のために行為する者」で、末端の管理職でも該当するの、労安法が事業者の責任を明確にしているからです。

第3条（事業者の責務）は、「事業者は快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて労働者の安全と健康を確保しなければならない」としてあります。

労働問題の解決では労基法だけでなく、労安法も積極的に活かしていきたいでしょう。

静岡県評第75回定期大会

期日：9月17日（土）
13時00分～16時00分（受付12時30分）

会場：大会会場 静岡県教育会館
 東部Web会場 近物レックス組合事務所
 西部Web会場 浜松労働会館
 単産Web会場 単産毎に設定

を可能にする新たな制度の構築が必要だ。